

# 鳥取県公報

令和3年2月19日(金) 号外第18号

每週火·金曜日発行

			<b></b>
$\Diamond$	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(78)(経営支援課)・・・・・・・・・2
			漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(79)(水産課)・・・・・・・・4
			漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (80) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(81) (11)・・・・・・・・・・・・・・・・・4

# 示

# 鳥取県告示第78号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

令和3年2月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

ν	八小八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	改正		<b>*</b> / 以正反 (7 )	#J ( C ) E	ででででは、下線及び太枠で示すように改正する。 改正前						
			IX.				<u> </u>	ויון				
1	規則第3条第	第1項の利之	捕纶索		1	   1 規則第3条第1項の利子補給率						
1	農業近代化		利子補給率			農業近代化    利子補給率						
				<b>沙</b>					<b>沙</b>			
	資金の種類		法第2条			資金の種類		法第2条				
			第2項第					第2項第				
			1号に掲				通法 (昭和					
			げる融資				36年法律					
		第202号。					第202号。	機関が同				
			条第1項				以下「法」	条第1項				
		という。)	第2号か	関が同条			という。)					
		第2条第	ら第4号	第1項第			第2条第	ら第4号	第1項第			
		2項第1	までに掲	2 号から			2項第1	までに掲	2 号から			
		号、第2	げる者に	第4号ま			号、第2		第4号ま			
		号、第4号	貸し付け	でに掲げ			号、第4号	貸し付け	でに掲げ			
		及び第5	る場合	る者に貸			及び第5	る場合	る者に貸			
		号に掲げ		し付ける			号に掲げ		し付ける			
		る融資機		場合			る融資機		場合			
		関が同条					関が同条					
		第1項第					第1項第					
		1 号に掲					1 号に掲					
		げる者に					げる者に					
		貸し付け					貸し付け					
		る場合					る場合					
	1 規則別	略		年0.70		1 規則	別略	<u> </u>	年0.80			
	表第1号			パーセント		表第1	号		パーセント			
	に掲げる					に掲げ						
	資金					資金						
	2 規則別	略		年0.70		2 規則	別略		年0.80			
	表第2号			パーセント		表第2			パーセント			
	に掲げる					に掲げ						
	資金					資金						
	3 規則別			年0.70		3 規則	別略		年0.80			
	表第3号	····		パーセント		表第3			パーセント			
	に掲げる					に掲げ						
	1- 1211 S				l l	(-12)()	~					

•	i	
資金		
4 規則別	略	年0.70
表第4号		パーセント
に掲げる		
資金		
略		
7 規則別	略	年0.70
表第7号		パーセント
に掲げる		
資金		
8 規則別	略	年0.70
表第8号		パーセント
に掲げる		
資金		

# 2 規則第3条第2項の利子補給率

ı	>>5,45,45,14 - \$1,45,14 - \$4, 112,14 1	
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.08パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>10年</u> 以内であるものに限る。)	
	のうち当該資金を借り受けた	
	者の住所地を所管する市町村	
	(以下「市町村」という。) が	
	年0.08パーセントの割合で利	
	子補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.085パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>10年</u> を超え <u>11年</u> 以内であるも	
	のに限る。) のうち市町村が年	
	0.085パーセントの割合で利子	
	補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.095パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>11年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるも	
	のに限る。)のうち市町村が年	
	0.095パーセントの割合で利子	
	補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.105パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	12年を超え13年以内であるも	
	のに限る。) のうち市町村が年	
	0.105パーセントの割合で利子	
	補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.115パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	13年を超え14年以内であるも	
		•

資金		
4 規則別	略	年0.80
表第4号		パーセント
に掲げる		
資金		
略		
7 規則別	略	年0.80
表第7号		パーセント
に掲げる		
資金		
8 規則別	略	年0.80
表第8号		パーセント
に掲げる		
資金		

# 2 規則第3条第2項の利子補給率

2	規則第3条第2項の利子補給率	
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.08パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>11年</u> 以内であるものに限る。)	
	のうち当該資金を借り受けた	
	者の住所地を所管する市町村	
	(以下「市町村」という。) が	
	年0.08パーセントの割合で利	
	子補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.085パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>11年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるも	
	のに限る。) のうち市町村が年	
	0.085パーセントの割合で利子	
	補給金を交付するもの	
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.095パーセ
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント
	<u>12年</u> を超え <u>13年</u> 以内であるも	
	のに限る。) のうち市町村が年	
	0.095パーセントの割合で利子	
	補給金を交付するもの	

のに限る。)のうち市町村が年 0.115パーセントの割合で利子 補給金を交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第 8号に掲げる資金(償還期限が 14年を超え15年以内であるも のに限る。)のうち市町村が年 0.125パーセントの割合で利子 補給金を交付するもの	年0.125パーセ ント		
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.15パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.15パーセ</u> ント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.10パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.10パーセント</u>

## 鳥取県告示第79号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 令和3年2月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。 令和3年2月19日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改工	E 後		改正	三 前
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率
<u>年0.30パーセント</u> 略			年0.20パーセント	略
	_			

### 鳥取県告示第80号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 令和3年2月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。 令和3年2月19日

> 鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 貸付利率 利子補給率 資金の種類 利子補給率 資金の種類 貸付利率 規則別表第3 年0.30パーセント 略 規則別表第3 年0.20パーセント 略 号の資金 号の資金 規則別表第7 年0.95パーセント 規則別表第7 年0.85パーセント 号の資金 号の資金 その他の資金 年0.30パーセント その他の資金 年0.20パーセント

### 鳥取県告示第81号

平成23年鳥取県告示第497号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

令和3年2月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					1			改正	前			
規則第2条第1項の利子補給率					-	1 規則第 2	条第11	質の利子	補給率			
漁業近代 利子補給率							漁業近代		利	子補給	率	
化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2		化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2
種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2		種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2
	金融通	項第5	項第1	項第2	項第5			金融通	項第5	項第1	項第2	項第5
	法 (昭	号に掲	号に掲	号及び	号に掲			法(昭	号に掲	号に掲	号及び	号に排
	和44年	げる融	げる融	第4号	げる融			和44年	げる融	げる融	第4号	げる層
	法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機関			法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機関
	52号。	が、同	が、同	る融資	が、同			52号。	が、同	が、同	る融資	が、同
	以下	条第1	条第1	機関	条第1			以下	条第1	条第1	機関	条第
	「法」	項第1	項第6	が、同	項第6			「法」	項第1	項第6	が、同	項第6
	とい	号から	号に掲	条第1	号から			とい	号から	号に掲	条第1	号から
	う。)	第5号	げる者	項第6	第10号			う。)	第5号	げる者	項第6	第10号
	第2条	まで及	に貸し	号から	までに			第2条	まで及	に貸し	号から	までに
	第2項	び第10	付ける	第10号	掲げる			第2項	び第10	付ける	第10号	掲げる
	第1号	号に掲	場合	までに	者(同			第1号	号に掲	場合	までに	者(同
	から第	げる者		掲げる	項第10			から第	げる者		掲げる	項第1
	4 号ま	(令第		者(同	号に掲			4 号ま	(令第		者(同	号に非
	でに掲	5条に		項第10	げる者			でに掲	5条に		項第10	げるネ
	げる融	規定す		号に掲	にあっ			げる融	規定す		号に掲	にあっ
	資機関	る団体		げる者	ては、			資機関	る団体		げる者	ては、
	が、同	に限		にあっ	令第5			が、同	に限		にあっ	令第5
	条第1	る。)		ては、	条に規			条第1	る。)		ては、	条に対
	項第1	に貸し		令第5	定する			項第1	に貸し		令第5	定する
	号から	付ける		条に規	団 体			号から	付ける		条に規	団(
	第5号	場合		定する				第5号	場合		定する	
	まで及			団体				まで及			団 体	<.)
	び第10			を除				び第10			を除	
	号に掲				付ける			号に掲				付ける
	げる者			に貸し	場合			げる者			に貸し	場合
	(漁業			付ける				(漁業			付ける	
	近代化			場合				近代化			場合	
	資金融							資金融				
	通法施							通法施				
	行 令							行 令				
	(昭和							(昭和				

44年政 令 第 209号。 以 令 い ) 条 男 定 団 体 る に よ 貸 し		44年政 令 第 209号。 以 下 「令」 と い う。) 第1条 第3号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し	
付ける		付ける	
場合		場合	_
4 規則 略	年 0.70 年 0.70	略 4 規則 略 年 0.80 年 0.	8.0
3	パーセパーセ	別表第 パーセパー	
3 号に	<u>ント ント</u>	3 号に <u>ント</u> <u>ント</u>	
掲げる		掲げる	
資金		資金	
5 規則 略	年 0.70 年 0.70		
別表第 4 号に	<u>パーセ</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u> <u>ント</u>	別表第	
掲げる		掲げる	
資金		資金	
略		略	
8 規則 略	年 0.70 年 0.70		
別表第	パーセパーセ		<u>e</u>
7 号に 掲げる	$\frac{\mathcal{V}}{\mathcal{V}}$	7 号に 掲げる	
		資金	
9 規則 略	年 0.70 年 0.70	111	8 0
別表第	パーセパーセ	別表第 <u>パーセ</u> パー・	t
8 号に	<u>ント</u> <u>ント</u>	8 号に   <u>ント</u>   <u>ント</u>	
掲げる		掲げる	
<u>資金</u>   2 規則第2条第2項の規定により。		資金	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金   上乗せする率	$\neg$
規則別表第3号又は第4号に掲			
	<u> </u>		
受けた者の所在地を所管する市		受けた者の所在地を所管する市	
町村が <u>年0.15パーセント</u> の割合		町村が <u>年0.10パーセント</u> の割合	
で利子補給金を交付するもの		で利子補給金を交付するもの	